

第3章 災害復旧・復興計画（風水害等編）

第1節 公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、第2編地震・津波編第2章の「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業斡旋等は、第2編地震・津波編第2章の「第2節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施する。

第3節 中小企業者等への支援計画

災害時の被災中小企業者、被災農林業者に対する融資対策は、第2編地震・津波編第2章の「第3節 中小企業者等への支援」に定める対策のほか、風水害等の被害特性をふまえるものとする。

特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことをふまえて復旧を促進するものとする。

県（経営金融課）は、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、斡旋を行うものとする。

第4節 復興の基本方針

復興計画やまちづくりは、第2編地震・津波編第2章の「第4節 復興の基本方針」に定める対策を風水害等の特性をふまえて実施するものとする。